

平成26年（ワ）第259号 損害賠償等請求事件

原告 對馬 靖人

被告 藍澤證券株式会社 外1名

準備書面(17)

平成28年8月16日

静岡地方裁判所沼津支部 御中

原告訴訟代理人弁護士 角 替 清 美

はじめに

被告ファンドクリエーションが提出した第5準備書面、および第6準備書面、第7準備書面（これら三つを甲第24号証補足書面と呼ぶ）について、原告は準備書面(16)によって、甲第24号証の正当性を含めた総合的な指摘を行なった。そして、原告は、被告らが本件第2事件に関する損害賠償を免れることができないことを明らかにした。なぜなら、本件第2事件は、被告らが不当なまたは不法な運用を行なった結果、主として投資家の資産を消失させてしまったために発生したものである。

被告ファンドクリエーションは、三つの甲第24号証補足書面に加えて、さらに第8準備書面を提出してきた。この第8準備書面の主な目的は、そこに記載しされている6ヵ月分の追加の特殊要因を述べることであろう。原告の準備書面(16)では、すでに総合的な指摘を行なっているため、原告が追加して述べるべきことはほとんどない。

第1 被告ファンドクリエーションと原告の主張の要点

1 被告ファンドクリエーションと原告の主張を整理すると

被告ファンドクリエーションと原告の主張を比較すると、かみ合っていないように思われるかもしれない。しかし、次のように整理することによって、しっかりとかみ合っていることが理解できる。あるいは、同被告にどのような論点が不足しているのか明らかになる。

2 原告の主張

原告は、レジットの運用が正当なものであれば、分配金が大幅に減額されることはないと主張してきた。ところが、レジットの運用は不当なまたは不法なものだったので、分配金が大幅に減額されることになったとも主張している。その主張の中で、実際に少なくとも幾つかの不法な運用があり、その結果、分配金がどれだけの減額されることになったのかの概算値を原告の準備書面(16)で定量的に明らかにした。

3 被告ファンドクリエーションの主張

被告ファンドクリエーションは、分配金が大幅に減額されることになったという出来事が発生したと主張しているだけで、それが正当な運用の結果かどうかに関する説明をしていない。そもそも同被告は、レジットの運用の正当性に関する意識が希薄だったと思われるのであるが、第5準備書面、および第6準備書面、第7準備書面、第8準備書面によって不法な運用を暴露することになった。いずれにしても、同被告はレジットの運用が正当な場合にも、分配金が大幅に減額されるという主張をしたわけではない。

第2 被告ファンドクリエーションの反論について

1 被告ファンドクリエーションは準備書面で反論をしていない

原告は、平成28年1月13日付の原告の準備書面(15)において、被告ファンドクリエーションの第5準備書面に対して重要な2点の指摘を行なっている。しかるに、同被告は原告の指摘を無視して、第5準備書面と同様の第6準備書面、および第7準備書面、第8準備書面を提出した。

同被告のこれらの準備書面では、原告の準備書面(15)で指摘した**収益源物件の棟数に莫大な誤り**があるという点などに対する反論をせずに、誤った棟数を用いたままであった。

2 被告ファンドクリエーションの口頭での反論

原告は、平成28年6月1日付の原告の準備書面(16)において、分配金減額の原因として、少なくとも次の五つがあると指摘するとともに、定量的な分析を行って、資産消失の実態を明らかにした。

- ① 会計収支報告なしに必要以上に多くの収益源物件を売却、
- ② 一般の投資家の受益権をクラスAの範囲に縮小、
- ③ レジットファンドの資産を投資に回さずに融資したことによる非効率な資金活用、
- ④ 貸倒損失のために発生したレジットファンドの資産消失、
- ⑤ 内部留保金の存在による非効率な資金活用。

なお、原告の準備書面(16)の上述の①が主な原因となって、被告ファンドクリエーションは、**収益源物件の棟数に莫大な誤り**を発生させている。この誤りについては、すでに原告の準備書面(15)において指摘したとおりである。

これらの①、②、③、④、⑤の中の③についてのみ、被告ファンドクリエーションは、平成28年6月8日に口頭で反論をした。

その反論とは、融資することは違法でも不当でもないというものであった。なぜなら、甲2の1の目論見書にレジットファンドの資産を投資に回さずに融資することもあると書いてあるとのことであ

った。これは、かなりまともな反論である。

なお、被告ファンドクリエーションの準備書面での主張には、しばしば詭弁などが散見されるのに対して、今回の口頭での主張はかなりまともなものであった。こうしたまともな主張を準備書面に記載すれば、同被告の準備書面の権威が高まるのではないだろうか。

原告は、この被告ファンドクリエーションの口頭での主張を受けて、原告の準備書面(16)の③に関する記述は、少し言い過ぎがあったことを認める。甲2の1の融資に関する記述をよく見ると、JREIT 購入のための融資は不当ではないと記載されている。したがって、融資の目的を見た上で、不当かどうかを判断することが原告にとっては必要であった。ただし、被告ファンドクリエーションは、融資の目的を明らかにしていないので、現状では原告は融資が不当かどうかを判断することができない。

今回の被告ファンドクリエーションの口頭での主張は、本事件を誤りなく、言い過ぎることなく解明するために有効である、と原告は評価する。原告は、本事件の真相解明を追及しているのであるから、より正確にするためのご指摘は歓迎する。

3 被告ファンドクリエーションの口頭での反論を考慮しても

今回の被告ファンドクリエーションの口頭での反論を考慮に入れたとしても、原告の準備書面(16)における分配金減額の原因は、大筋のところほとんど変化はない。なぜなら、分配金減額の原因が、精々のところ①, ②, ③, ④, ⑤から①, ②, ④, ⑤に変わる程度であるからである。分配金減額の原因の大半は、①によるものであり、それに引き続いて②を原因とするものが若干ある程度なので、③の重要性は低い。

以上